

令和4年第9回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和4年10月12日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩靖	委員 本間正江	
	委員 名島啓太	委員 齋藤邦彦	
	委員 阿良田由紀	委員 長谷川みどり	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	保育課長		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	47号	東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
2	48号	教育財産の用途廃止について	承認
3	49号	通学区域の変更について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
4	35号	和解について	了承

令和4年第9回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和4年10月12日(水) 13:30

- 清正教育長     それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和4年第9回北区教育委員会定例会を開会いたします。
- 初めに、日程第1、第47号議案「東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。
- 保育課長から説明をお願いします。
- 保育課長        教育長
- 清正教育長     保育課長
- 保育課長        私からは、第47号議案「東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。
- 議案書の1ページの説明欄をご覧ください。
- 延長保育の利用対象に係る規定を改めるため、この規則案を提出いたします。
- それでは、具体的な改正箇所について、ご説明申し上げます。
- 2ページの議案参考資料、新旧対照表の改正前をご覧ください。
- 第18条に各号を列記してありますとおり、認可保育所の延長保育には開園時間を超えて18時15分以降に保育を提供する月ぎめ延長保育、時間外スポット保育と、保育短時間認定の児童を対象とする16時半から18時15分の時間帯で保育を提供する時間内スポット保育の三つの種類がございます。
- これまで全ての延長保育について、満1歳以上の児童を対象とする旨の規定を定めておりましたが、改正後は下線部のとおり、月ぎめ延長保育と時間外スポット保育のみ、満1歳以上の児童を対象とする旨の規定に改め、時間内スポット保育は年齢要件を廃止し、必要な方が広く利用できるように、対象を拡大いたします。
- 議案の1ページにお戻りをいただきまして、付則でございます。
- 本改正規則につきましては、公布の日から施行する取扱いにさせていただきたいと存じます。
- 以上、議案についてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
- 清正教育長     説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
- (質疑・意見なし)
- 清正教育長     よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは特に反対意見はないようですので、本件については、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長      ご異議ないと認め、第47号議案については原案どおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第2、第48号議案「教育財産の用途廃止について」を議題に供します。

学校改築施設管理課長      教育長

清正教育長      学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長      それでは、第48号議案についてご説明させていただきます。  
恐れ入りますが、表紙を1枚おめくりいただきまして、説明欄をご覧ください。  
飛鳥中学校の土地の一部の用途を廃止するため、本案を提出するものです。  
恐縮ですが、続きまして2ページのほうをお進みいただきまして、下の欄の配置図をご覧ください。

今回、用途廃止する2か所をお示ししております。

まず、①につきましては、こちらは従前から道路として使用している部分をこのたび分筆し、道路管理者である北区に引き継ぐため、また②につきましては、リノベーションモデル事業の実施に当たりまして、建築基準法第42条第2項の規定に基づき、道路中心線から2メートルの位置までセットバックをする必要があったことから、このたび後退して道路となった部分を道路管理者である北区に引き継ぐために、それぞれ教育財産の用途を廃止するものでございます。

恐縮ですが、1ページにお戻りいただきまして、1の要旨に係る教育財産についてです。

今回、廃止するのは土地の一部でありまして、面積は約42平方メートルとなっております。

用途廃止日は、令和4年12月1日を予定しているところでございます。

以上、ご説明させていただきました。よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

清正教育長      説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員      教育長

清正教育長      本間委員

本間委員      すみません、教えてください。

	<p>①のほうは、従前どおり生徒が使うのには支障がないというふうに理解していますが、よろしいでしょうかということと、北側のほうに同じように細い道路がありますが、これはそのまま学校の所有地という、学校というか北区の。以上です。</p>
学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	<p>①の部分につきましては、委員のおっしゃるとおりで、生徒の利用については変化がないといえる状況になります。また、こちら配置図の北側の部分につきましても、こちらの学校に入れるような通路として使いますので、従前どおり学校敷地として管理、使用してまいります。以上でございます。</p>
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	単純な疑問なのですが、その違いは何でしょうか。
学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	<p>①につきましては、本来ですと国から土地を譲っていただいたときに、その時点で道路として使用していたので、本来ですとそのときに分筆をして、道路の所管のところに引き継ぐのと、また教育財産と明確な形でやっておくべきだったところなのですが、これまで国から引き継いだままの状態をずっと続けてきて、管理をしてきてしまったと。今回、リノベーション事業を実施するにあたって、そこの辺りを整理させていただいた、そういった状況でございます。</p> <p>北側の部分については、従前と基本的には変わりませんので、学校敷地としても管理を続けさせていただくということで、特に用途廃止とかは行わず、引き続き管理していくと、そういった状況でございます。</p>
清正教育長	<p>ほかによろしいでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

清正教育長 特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第48議案は原案どおり承認することに決定いたします。次に日程第3、第49号議案「通学区域の変更について」を議題に供します。学校支援課長から説明をお願いいたします。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 それでは、私からは第49号議案「通学区域の変更について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただき、左側の説明欄をご覧ください。

赤羽台西小学校及び八幡小学校の通学区域の変更を行うため、本案を提出するものでございます。

その横、変更の内容でございます。

1の変更に係る住所地は、赤羽台一丁目1番です。

2の通学する学校について、現在の赤羽台西小学校から八幡小学校に変更するものでございます。

変更日は、令和5年4月1日です。

当該住所地におきましては、学校跡地とUR所有土地を一体的に活用して、児童相談所等複合施設及び分譲集合住宅の整備が計画されております。現時点で分譲集合住宅の詳細な整備時期は未定ですが、事業者から公表された事業計画では553戸の分譲住宅整備が予定されており、整備に伴う今後の児童数の増加を見据え、両校の適正な規模を考慮し、通学区域の変更を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 よろしいでしょうか。それでは特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長      ご異議ないと認め、第49号議案につきましては原案どおり承認することに決定いたします。  
次に日程第4、報告第35号「和解について」、学校改築施設管理課長から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長      教育長

清正教育長      学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長      それでは、報告第35号について、ご説明させていただきます。  
恐れ入ります、表紙のほうをおめくりください。  
こちら、区立小学校における樹木落下に伴う車両破損事故に関する和解でございます。  
こちら、区議会の権限に属する軽易な事項のうち、議会の議決により指定したものについては、区長が専決処分できるということになっております。本件はその指定事項の一つである、区が当事者である和解で、金額200万円以下のものに該当する案件が発生し、区長において専決処分をいたしましたので、報告させていただくものです。  
それでは、表の上段からご覧いただければと存じます。  
専決処分日は令和4年9月8日、決定額は9万4,127円で、内訳は特別区自治体総合賠償責任保険、賠償保険金が全額となっております。  
相手方は日之出防蝕工業株式会社です。  
事故の概要です。  
令和4年8月10日、区立学校において、相手方が工事作業のために駐車していた車両に学校樹木の枝が落下し、相手方車両を破損したものです。  
なお、今回の件を踏まえまして、8月下旬に学校樹木の安全確保について、注意喚起を促す文章を校園長宛てに通知させていただいたところでございます。  
雑駁でございますが、報告は以上となります。

清正教育長      説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長      よろしいでしょうか。それではご質疑、ご意見がないようですので、本件につきましては報告は終了させていただきます。  
以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして令和4年第9回教育委

員会定例会を閉会いたします。